

## 島津製作所 行動計画(第四回)

前行動計画に引き続き、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

### 記

#### 1. 計画期間

2020年4月1日～2023年3月31日までの3年間

#### 2. 内容

目標1 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

2020年9月頃

- ・子の看護休暇に関する対象要件について、労使で見直し協議を行う。

2021年3月までに

- ・労使での協議内容にもとづき、就業規則の改定を行う。

以上